

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 2 期）に係る
一般競争入札の執行について（電子入札）

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）
第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 2 0 日

取手市長 藤井 信吾

1. 入札対象工事

(1) 入札対象工事

- ① 工事番号 : 0 5 - 0 5 - 2 3 - 0 0 0 4
- ② 工事名 : 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 2 期）
- ③ 工事場所 : 取手市白山 2 - 3 - 1 8
- ④ 工事概要 : **【校舎増築工事】**
 - ・ 1 8 棟校舎 R C 造 2 階 9 9 8 m²増築（管理諸室及び特別教室を新設し、体育館と接続及び、渡り廊下を介して既存校舎と接続）
 - ・ 渡り廊下 S 造 2 階 1 8 9 m²増築（既存校舎と増築棟（1 8 棟）を接続）
 - ・ 体育館ピロティ S 造 1 階 6 5 7 m²増築（特別教室を新設し、増築棟（1 8 棟）と接続及び、渡り廊下を介して既存校舎と接続）**【放課後子どもクラブ室新築工事】**
 - ・ 放課後子どもクラブ室 S 造 2 階 5 1 9 m²新築**【その他工事】**
 - ・ 太陽光発電設備、外構整備

(2) 工 期 契約日の翌日から令和 6 年 3 月 1 5 日まで

(3) 予 定 価 格 9 5 9 , 8 8 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) この工事の入札において、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項及び取手市契約規則（昭和 5 8 年規則第 1 4 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙取手市建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成 2 4 年告示第 3 3 号）のとおり、最低制限価格を設けるものとする。

2. 入札参加形態

入札参加形態は特定建設工事共同企業体のみとし、構成員は2構成員（代表構成員及び構成員1）とする。なお、当該特定建設工事共同企業体の構成員は、本工事の入札に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

3. 入札参加者資格要件

競争に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げる入札参加資格要件をすべて備えているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく取手市の入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 令和5・6年度に係る取手市競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和63年訓令第7号）第5条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領（昭和61年告示）に基づく指名停止措置を、この公告の日から入札の日までの間受けていない者であること。
- (4) 代表構成員は、次の入札参加要件を有する者であること。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。建築一式工事業について許可後営業年数が3年以上あること。
 - ② 取手市内に本店・支店・営業所等を有する者であること。又は取手市内に支店・営業所等があり取手市近隣市町（守谷市、つくばみらい市、龍ヶ崎市、利根町）内に本店を有する者であること。
 - ③ 最新の総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（P）が、取手市内に本店を有する者にあつては900点以上、取手市内に支店・営業所等があり取手市近隣市町（守谷市、つくばみらい市、龍ヶ崎市、利根町）内に本店を有する者にあつては1,000点以上、取手市内に支店・営業所等を有する者は1,000点以上1,350点未満であること。
 - ④ 建設業法第26条第2項の規定に基づく監理技術者（所属建設業者との間に3月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者に限る。以下同じ。）を契約工期中（竣工検査合格後を除く。）専任で配置できること。また、監理技術者は、次に掲げるいずれかを満たす者であること。
 - ・建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証（建築工事業に限る。以下同じ。）の交付を受け、かつ建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の6第7号の規定に基づく監理技術者講習修了証の交付を受けている者であること。
 - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者であること。
 - ・平成16年2月29日以前に国土交通大臣が指定した講習実施機関が実施した講習（以下「指定講習」という。）を受講し、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者資格者証に加えて指定講習に係る修了証を有する者であること。
 - ⑤ 最新の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の年間平均完成工事高が4億円以上あり、過去10年間に国・地方公共団体又は特殊法人等発注の当該工事と同種の工事を元請けとして施工した実績があること。（共同企業体の場合は出資比率が20%以上の場合に限る。）

- (5) 構成員1は、次の入札参加要件を有する者であること。
- ① 建設業法第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事業に係る建設業の許可を受けていること。建築一式工事業について許可後営業年数が3年以上あること。
 - ② 取手市内に本店を有する者であること。
 - ③ 最新の総合評価値通知書における建築一式工事の総合評価値（P）が500点以上であること。
 - ④ 建設業法第26条の規定に基づく主任技術者（所属建設業者との間に3月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者に限る。以下同じ。）となることができる資格を有する技術者を契約工期中（竣工検査合格後を除く。）専任で配置できること。
 - ⑤ 最新の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の年間平均完成工事高が5,000万円以上あり、過去10年間に当該工事と同種の工事を元請けとして施工した実績があること。（共同企業体の場合は出資比率が20%以上の場合に限る。）
- (6) 特定建設工事共同企業体で参加する場合の構成員の出資比率は30%以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (7) 本件に係る設計業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (8) 次の①又は②に該当する者でないこと。
- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者。
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者。

4. 入札参加申請等

- (1) 入札方法は電子入札システム（以下「システム」という。）による。
 ※特定建設工事共同企業体で入札に参加する場合は、システムによる手続き全般については、代表構成員が当該特定建設工事共同企業体の名称で行うこと。
- (2) 入札参加申請受付期間は、令和5年4月21日（金）午前9時から令和5年5月9日（火）午後3時までにシステムにより提出すること。
- (3) 特定建設工事入札参加資格審査申請書・特定建設工事共同企業体協定書・委任状を袋綴じして3部作成のうえ、1部を令和5年5月9日（火）午後3時までに書留郵送等又は持参により提出すること。

提出先	郵便番号：〒302-8585
	所在地：茨城県取手市寺田5139番地
	宛先：取手市役所財政部管財課契約係（市役所本庁舎3階）

※特定建設工事入札参加資格審査申請書・特定建設工事共同企業体協定書・委任状の様式は、取手市ホームページよりダウンロードすること。

5. 誓約書の提出

誓約書は令和5年5月15日（月）までに書留郵便等又は持参により提出し、入札参加者は誓約内容を厳守すること。

提出先	郵便番号 : 〒302-8585
	所在地 : 茨城県取手市寺田5139番地
	宛先 : 取手市役所財政部管財課契約係 (市役所本庁舎3階)

※誓約書の様式は、取手市ホームページよりダウンロードすること。

6. 設計図書及び質問等

- (1) 設計図書は、入札情報サービス (P P I) により公開するものとする。
 - ① 入札情報サービス (P P I)
[URL:http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/](http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/)
 - ② 閲覧の開始
令和5年4月21日 (金) からとする。
- (2) 設計図書に関する質問は、有無に関わらずファックスにより提出するものとし、質疑書の様式は任意とする。
 - ① 提出日時
令和5年5月10日 (水) の午前8時30分から正午の間に必ず提出すること。なお、期限前及び期限を過ぎた質問は受け付けず、回答をしない。
 - ② 提出先
取手市役所財政部公共施設整備課公共施設整備係
ファックス番号 : 0297-72-2682
 - ③ 回答の日時及び方法
令和5年5月15日 (月) の当日中にファックスにより回答する。

7. 入札書等の提出

- (1) 入札書の提出期間は、令和5年5月16日 (火) 午前9時から令和5年5月22日 (月) 午後3時までシステムにより提出すること。
- (2) 入札に際しては、地方自治法 (昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び取手市契約規則その他関係法令等を遵守すること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札者全員に対して、入札書の提出と同時に入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (7) 工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同様とし、システムにより電子ファイルで提出すること。なお、やむを得ない理由により事前に取手市の承諾を得た場合には、書留郵便等で提出できるものとする。工事費内訳書を書留郵便等で提出する場合は、令和5年5月22日 (月) 午後3時必着とする。

8. 入札 (開札) 執行の日時及び場所等

- (1) 入札 (開札) の日時及び場所
 - ① 入札 (開札) 日時
令和5年5月23日 (火) 午前9時40分からとする。

② 入札（開札）場所

取手市役所本庁舎管財課内。

- (2) 入札の参加受付が2者に満たない場合又はやむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。

9. 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者の内、最低の価格をもって入札した者を落札候補者としてすることがある。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づきシステムのくじにより落札候補者を決定する。

10. 入札参加資格の確認(事後審査方式)

- (1) 落札候補者は、入札参加資格を証明する確認資料を提出し審査を受けなければならない。なお、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、当該入札は「無効入札」となり、開札時の第2位順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行う。この審査は、落札者が決定するまで行う。

① 提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ・ 一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号） | 1部 |
| ・ 主任（監理）技術者配置予定表（別記1） | 1部 |
| ・ 同種工事の施工実績表（別記2） | 1部 |
| ・ 最新の総合評点値通知書等の写し | 1部 |

※上記提出書類の様式は、取手市ホームページよりダウンロードすることとし、構成員ごとに作成のうえ提出（各様式の添付資料を含む。）すること。

② 提出期限

令和5年5月23日（火）の午後4時までにファックス又は持参にて提出すること。ただし、開札時の第2位以降の順位者だった者の提出期限は、取手市の指定期日までとする。

③ 提出先

取手市役所財政部管財課契約係

ファックス番号：0297-72-2682

- (2) 入札参加資格の確認（事後審査方式）が完了し、落札者が決定したときは、取手市一般競争入札実施要綱（平成18年告示第145号）第10条ただし書きの規定により、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の交付を省略し、当該落札者へその旨を別途連絡する。

11. 入札結果の公表

- (1) 入札結果については、入札参加者に対しシステムにより通知する。
- (2) 落札者の決定については、取手市役所財政部管財課において閲覧に供するほか、入札情報サービス（PPI）及び取手市ホームページで公表する。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
要する。落札者は、契約金額の10分の1以上の額で次に掲げるいずれかの保証に付すこと。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供
 - ③ 金融機関又は保証事業会社の保証
 - ④ 公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ 履行保証保険契約の締結

13. 契約書作成の要否

仮契約書を作成するものとする。この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年条例第6号）第2条の規定による市議会の議決を得たときは、これを本契約とする。なお、この仮契約が議会で否決されたときは無効とし、発注者である取手市は一切の責任を負わないものとする。

14. 支払条件

取手市公共工事等の前金払、中間前金払及び部分払に関する取扱要綱（昭和63年告示第68号）の規定に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 前金払
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合は、請負代金の支払い限度額の40%以内の額とする。
- (2) 中間前金払
中間前金払の認定を受け、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前払金保証契約を締結した場合は、請負代金の支払い限度額の20%以内の額とする。
- (3) 部分払
請求できる。出来高の90%以内の額で3回以内とする。ただし、工期の2分の1を経過し、かつ工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、工事の進捗額が当該請負代金の2分の1以上である場合に限る。
- (4) 竣工払
残金額を工事竣工引き渡し後、請求日より40日以内に支払う。

15. 建設リサイクル法の対象建設工事

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けら

れた工事である。

16. 無効となる入札

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの公告において示した要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 確認通知書等（入札期限通知書を含む。）を交付された者であっても、交付後に指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者がした入札は無効とする。
- (3) 参加者の間で、資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合、又は人間関係において、一方の会社役員が、他方の役員を兼ねている場合等の関係がある場合の入札は無効とする。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ① 有効な電子証明書を取得していない者がした入札
 - ② 許可を得ず紙入札をした者の入札
 - ③ 電子入札と紙入札の両方を行った者の入札
 - ④ 入札に関し不正な行為のあった入札
 - ⑤ 工事費内訳書の提出のない入札
 - ⑥ その他、入札条件に違反した入札

17. その他

- (1) 落札者は、一般競争入札参加資格確認申請時に提出した主任（監理）技術者配置予定表の技術者を当該工事の現場に、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第315号）」等に基づいて適正に配置すること。
- (2) 市長は、落札者（仮契約予定の相手方）が、入札日から仮契約締結前日までに会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てを行った場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てを行った場合又は取手市競争入札参加者の資格等に関する規程第10条の規定による入札参加資格取消しを受けた場合は、当該仮契約予定の相手方としての資格を取消することができる。
- (3) 市長は、仮契約の相手方が、締結した仮契約について議会の議決を得るまでに会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てを行った場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てを行った場合又は取手市競争入札参加者の資格等に関する規程第10条の規程による入札参加資格取消しを受けた場合は、当該仮契約を解除することができる。
- (4) 前2号の場合において、仮契約予定の相手方及び仮契約の相手方は、市長に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- (5) 入札した者は、入札後、この公告、設計図書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合は、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置をすることがある。
- (7) 下請負をさせるときは、必ず取手市へ下請負人通知書を提出し承認を得るものとし、下請負人の保護について十分留意すること。
- (8) 落札者は、請負契約の締結後にCORINSの登録をすること。
- (9) その他不明な点については、次に照会のこと。

① 公告の内容

取手市役所財政部管財課契約係

0297-74-2141（内線1611）

② 工事の内容

取手市役所財政部公共施設整備課公共施設整備係

0297-74-2141（内線1552）

取手市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の請負契約(一般競争入札及び指名競争入札により契約が締結されるものに限る。)を締結しようとする場合において、当該契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 この要綱の規定により最低制限価格を設定する建設工事は、1件の予定価格が3,000万円以上の工事とする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと市長が認めるときは、最低制限価格を設けないものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上、前項の規定により難いものについては、同項の規定にかかわらず、最低制限価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、最低制限価格を設けて入札を行うときは、入札の公告又は指名通知書により、入札参加者に対し次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 落札者の決定に当たって最低制限価格を設定する旨
- (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても落札者としめないこと。

(入札の執行)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われたときは、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者については落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項に規定する最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合は、抽選により落札者の決定を行うものとする。

3 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、取手市契約規則(昭和58年規則第14号。以下「契約規則」という。)第17条(契約規則第21条において準用する場合を含む。)の規定により、再度入札をし、又は随意契約をすることができるものとする。

(入札経過の報告)

第6条 市長は、最低制限価格を設けて入札を行ったときは、契約規則第18条に規定する入札調書に最低制限価格を記載するものとする。

2 市長は、最低制限価格を下回る価格をもって入札が行われたときは、当該入札を不落札と決定した旨を入札調書に記載するものとする。

(公表)

第7条 最低制限価格は、当該入札後に公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (平成24年告示第33号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。

付 則 (平成25年告示第24号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。

付 則 (平成26年告示第63号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年告示第85号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。ただし、平成31年9月30日以前に完成し、並びに検査及び引渡しを行う建設工事の請負契約に係る入札については、なお従前の例による。

付 則 (令和4年告示第80号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。